

「再入国許可」制度の歴史と現在 —在日朝鮮人に対する運用を中心に—

鄭 榮 桓
(PRIME 所員)

1. はじめに——「再入国許可」制度と在日朝鮮人

本稿の目的は、「再入国許可」制度の歴史的変遷を主として在日朝鮮人に対する運用の実態を中心に検討するところにある。

2009年の通常国会で「出入国管理及び難民認定法」(以下、入管法)と「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(以下、入管特例法)の一部改正案が可決された(7月15日公布)。これら入管法・入管特例法の改定は、従来外国人登録法が取扱っていた事項を吸収し、新たな外国人在留管理制度を構築することを目的としている。しかし、「再入国許可」制度はこれまで長らく批判にさらされながら今次の改正案でも存続することになった。

そもそも入管法第26条の「再入国の許可」とは、「本邦に在留する外国人が一時本邦外に出国し、再び本邦に入学しようとする場合に、入学・上陸手続を簡略化する目的で法務大臣が与えるもの」である⁽¹⁾。「再入国許可」を得て出国した場合、上陸申請時の査証が免除され、従前の在留が継続しているものとして扱われる。また外国人登録も従前のものが存続する。逆に、これを得ずに出国した場合、仮に日本で出生した場合でもその在留資格は失われることになる。このため定住外国人

にとってこの制度の持つ意味は極めて大きい。

「再入国許可」制度の趣旨について、入管当局は、在日外国人の「不便」の解消と行政側の手続上の利便のためであると説明している⁽²⁾。しかし「再入国許可」の発給は法務大臣の広範な裁量に委ねられており、入管当局はその発給基準について「申請人の在留状況、渡航目的、渡航の必要性」に加え、「渡航先国と我が国との関係、内外の諸情勢等を総合的に勘案した上、再入国の許否を判断する」と説明している⁽³⁾。これはほとんど法務大臣にフリーハンドを与えているに等しい。

実際、法務省は「再入国許可」を在日外国人の便宜に沿って運用するどころか、戦後の東アジアにおける冷戦構造のなかで、自らの「国益」を実現する手段として利用してきた。戦後日本と朝鮮半島との関係は日米安保条約と日韓諸条約を基軸としたものであったが、戦後日本の入管法制は、この枠内で在日朝鮮人の移動を「管理」するために活用されてきたといえる。そして、とりわけ在日朝鮮人や中国人の移動の「管理」にあたって、日米安保-日韓条約体制を裏側から支え続けたのが、この「再入国許可」制度なのである。

後述するように新入管法では「みなし再入国許可」という制度が新設されたが、本論で述べるように「再入国許可」制度の根本的な問題点は改善されたとは言いがたく、南北朝鮮の関係や日中関

係の悪化に伴い、この目立たない制度が在日外国人の人権を脅かす手段となる危険性は決して排除されていない。現行の制度の問題点を理解するためにも、その歴史の変遷を振り返る必要があるだろう。

2. 「再入国許可」制度の前身

1) 近代日本の入管法制と対朝鮮人渡日規制

近代日本の出入国管理法制は日清戦争の際の対敵国民（清国民）管理法としてその姿をあらわし、第一次大戦中の「外国人入国ニ関スル件」（内務省令第一号、1918年1月24日）制定により初めて包括的な入管法を持つに至る。

これらの法令に「再入国許可」にあたる規定は見当たらない。ただ、1920年に内務省警保局は警察発給の居住証明書を持つ外国人は、中国、シベリア、香港等への短期旅行の場合、旅券・国籍証明書ではなく居住証明書に査証を受ければ再入国できるとし⁽⁴⁾、1930年には日本に対してビザを免除している国の国民である場合、居住証明書のみで再入国が可能との通牒を発している⁽⁵⁾。個別の通牒で再入国に際しての審査の緩和措置がなされたようだ。また、日中戦争開戦後に制定された「外国人ノ入国、滞在及退去ニ関スル件」（内務省令第六号、1939年3月1日）の第十二条は、在日外国人が「満洲国又ハ支那」に旅行する場合は所轄警察署長より旅行証明書の発給を受ければ再入国時に旅券・国籍証明書のチェックをしない旨、規定している。警察の証明をもって一部の在日外国人の再入国の便宜を図る措置が採られていたようである。

ただし、朝鮮人はこれら入管法制の適用外であった。1910年の「韓国併合」の結果日本法上「外国人」ではなくなったためである。ただし、植民地支配のもとで朝鮮人の日朝往來が全く自由であったわけではなく、一般入管法令とは別個の渡

航規制があった。

朝鮮総督府は三一運動後の1919年4月に「朝鮮人ノ旅行取締ニ関スル件」（警務総監部令第3号、1919年4月15日）を発し、朝鮮人の朝鮮域外への移動について警察発給の旅行証明書提示を義務付けた（旅行証明書制度）。旅行証明書制度は1922年12月に廃止されるが、朝鮮から日本への渡航増大に対処するため、釜山の水上警察署は1925年に渡日希望者の調査を開始し、1928年以降は朝鮮人が渡日する際には在居住地警察発行の証明書が必要となった（渡航証明書制度）。特に内務省が在日朝鮮人の増加を治安問題・失業問題の発生と結びつけて忌避し、渡航証明を持たない場合は「密航」とみなされ朝鮮への送還の対象となった。

さらに1929年、内務省は通牒「朝鮮人労働者ノ証明ニ関スル件」（内務省警保局長発各府県長官宛通牒、1929年8月3日）を発し、再渡日後に「前ノ雇主ノ下ニ於テ同一職業ニ従事スルコトヲ宣誓セル証明下付願」を雇用主連署の上就業地警察署に提出すれば、証明書発行後一月以内であれば渡航証明無しに渡日できるとした。これは当時「一時帰鮮証明書」と呼ばれたもので、再渡日時の証明を免除するという意味では「再入国許可」と類似しているが、この証明申請の対象職業は工場・鉱山労働者に限定されており、内務省が必要と考えた産業に安定的に朝鮮人労働者を供給し、他方で失業者や日雇い労働者の「漫然渡航」を抑止することを目的とした制度であった（後に職業は「官署傭人、会社従業員」、「有識職業ニ従事スルモノ又ハ独立業者」へと拡大）。朝鮮人へのみ移動を制限する（再）渡航証明制度については批判も多かったが、結局この制度は日本敗戦まで維持されることになる。

植民地期におけるこれらの対朝鮮人渡航規制の存在は、戦後日本における入管法制と在日朝鮮人の関係の歴史的前提となる。

2) 占領期における「再入国許可」手続の登場

「再入国許可」の手続が初めて登場するのは日本敗戦後の連合軍占領下においてである。占領期には、占領軍関係者以外は日本国民であろうとも出入国に際して連合軍最高司令官の許可を必要とした。このため許可手続については、敗戦後日本初の入管法令として1947年5月2日に公布された勅令第207号「外国人登録令」ではなく、連合軍最高司令官総司令部回章〔以下 GHQ/SCAP 回章と略す〕第19号「個人、航空機、船舶の日本への出入管理」(1948年6月23日付)で定められた。同回章は「再入国許可」について次のように定めている⁽⁶⁾。

十一、日本よりの出国および再入国

- a 日本より出国した後再び入国せんとする者は、第十項に記載されたと同様の方法で、附属様式(別紙二)に従い申請書を提出しなければならない。
- b 再入国許可の有効期限は許可日附より六ヶ月以内とする。
- c. [略]

なお、第十項には出国許可を求める者は「出国せんと予定した少なくとも十日以前に、連合軍最高司令官に到着する様、十分な期間を置いて、連合軍最高司令官宛直接か或は日本駐在の当該外交代表若くはこれに相当する代表機関を通じ、申請書を提出しなければならない」とあり、再入国許可申請の提出先は日本政府ではなく連合軍最高司令官であった。

その後、「出入国管理に関する政令」(1949年8月10日)が公布され、外務省に入国管理部が設置されると、手続に若干の変更が加えられる。GHQ/SCAP 回章第3号「個人、貨物、航空機及び船舶の日本出入国管理」(1950年2月3日付)は再入国許可について次のように定める⁽⁷⁾。

十四、日本よりの出国及び再入国

- a 日本よりの出国及び再入国を希望するものは、別添三の書式により、第十三項に述べられた方法と同様の方法により、申請書を提出しなければならない。
- b 再入国許可書は、その発効日より十二ヶ月を越えない範囲に於て有効である。但し、無国籍の日本永住者にして海外旅行を許可されたものに係る再入国許可書は、許可された旅行期限の範囲内に於いて有効である。
- c 商用のため、反復して日本を出入国しようと思うものは、その申請に基き、数次出入国許可(Multiple exit&reentry)を得ることが出来る。申請書は別添三と同書式のものに“Multiple”と言う語を附加して提出する。

同回章の第十三項cの(二)には占領軍要員を除く「その他の者は東京、横浜若しくは、神戸にある日本政府の入国管理部に申請書を提出しなければならない。許可の通知を受けたならば、申請者は東京、横浜若しくは神戸にある日本政府の入国管理部に旅券を提出して、それに出国許可の証印をさせなければならない」とある。ここから、GHQ/SCAP 回章第19号からの変更として、①再入国許可の有効期限が6ヶ月から最大12ヶ月に延長されたこと、②商用に限り数次再入国許可が認められたこと、③占領軍要員以外は申請書提出先が外務省入国管理部となったことが確認できる。1982年の入管法制定で「新設」される数次再入国許可がすでに存在したことがわかる。

GHQ/SCAP 文書には若干の再入国許可申請書がファイルされており、ここには citizenship の欄に“Japanese”“Korean”に加えて“stateless”と記されたウクライナ出身者(いわゆる「白系ロシア人」)の申請書もある⁽⁸⁾。後述する共和国祝賀団事件の際の議論を考えると、無国籍者であっても再入国許可申請書が受理されている点が興味深い。

3) 占領期の「再入国許可」と在日朝鮮人

占領期における「再入国許可」の運用実態については不明な点が多いが、その前提として日本政府による「計画輸送」で帰還した朝鮮人についてはこの制度の適用外とされていたことを確認しておく必要がある。

もともとGHQは朝鮮人の帰還計画に際して「本国に帰還した非日本人は、連合国最高司令官によって認可された場合以外は、商業上の便宜の得られる時期まで日本に帰還することは許されない」として⁽⁹⁾、政府による帰還計画に基づいて帰った朝鮮人が日本へ再渡航することを積極的に禁じていた。GHQ/SCAP回章第19号もこれに合わせて同種の帰還者については適用から除外している（第五項）。また、前述の「外国人登録令」は占領軍要員を除く一切の「外国人」（ここには朝鮮人も含まれた）の入国を禁じたため（第三条）、少なくとも制度上は帰還した朝鮮人が日本に再入国する方法は存在しなかった⁽¹⁰⁾。

ただ、残留した朝鮮人の中では前述のように「再入国許可」手続を利用した者もいたようだ。後に韓国行き「再入国許可」の制限がなされた際、在日朝鮮人発行の新聞が「占領時代からの既得権剥奪の重大問題」と批判したことからも、占領期に「再入国許可」手続を利用した朝鮮人は少なくともなかったと考えられる⁽¹¹⁾。

しかしながら、朝鮮民主主義人民共和国への渡航については「再入国許可」を得るのは困難であった。1948年9月9日の朝鮮民主主義人民共和国創建に際し、在日本朝鮮人連盟（以下、朝連）は慶祝使節を送ることを決めGHQと交渉したが、これに対しGHQ側は1948年11月15日付で回章第19号の手続に従い個々人が出国・入国の申請をするよう回答した⁽¹²⁾。その後正規のルートで慶祝団が渡航した形跡は無く、結局再入国許可を得ずに一部の者のみが渡航したようである⁽¹³⁾。当時GHQは、朝連が共和国国旗を掲揚すること

すら禁止しており、慶祝使節団の再入国許可は米国の利益に適わないと考えられた可能性が高い。

3. 「再入国許可」制度の形成（1950年代）

1) 出入国管理令の制定と在日朝鮮人の法的地位

「再入国許可」制度が本格的に日本の入管法令に組み込まれたのは1951年である。GHQが講和条約発効に先だち入管権限について漸次日本側へ移譲するなか、1951年10月4日、政令319号「出入国管理令」（以下、入管令）が公布された。入管令第二十六条は再入国許可について次のように定めた⁽¹⁴⁾。

第二十六条 長官は、本邦に在留する外国人（乗員及び第四條第一項第三号に該当する者としての在留資格を有する者を除く。）がその在留期間の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするときは、外務省令で定める手続により、その者の申請に基き、再入国の許可を与えることができる。

前項の許可があつたときは、当該外国人は、外務省令で定める手続により、長官又は入国審査官から再入国許可書の交付を受けなければならない。

第一項の許可は、再入国の許可を受けた日から起算して一年をこえない在留期間を有する外国人にあつてはその在留期間内に本邦から出国し、且つ、その在留期間の満了の日以前に再入国しないとき、再入国の許可を受けた日後なお一年をこえる在留期間を有する外国人にあつてはその者が当該許可を受けた日から六月以内に出国しないとき、又は許可を受けた日から一年以内に再入国しないときは、それぞれその効力を失う。

GHQ/SCAP回章第3号と比較すると、①再入国許可の権限が入国管理庁長官に移ったこと、②再入国許可の期間（一年）を引継いだこと、③数次再入国許可が消滅したこと、そして最も重要な変化として④許可申請の対象が「外国人」に限定

され、日本国民が「再入国許可」制度の対象から外れたことが、変更点として挙げられる。なお、その後外務省の外局であった入国管理庁は法務省入国管理局へと改組され、再入国許可の権限も法務大臣へと移った。

ここで問題となるのが在日朝鮮人の法的地位である。日本政府は1952年4月19日に法務省民事局長名義で在日朝鮮人・台湾人の「日本国籍喪失」を通達したため、在日朝鮮人は入管令にいう「外国人」となった⁽¹⁵⁾。在日朝鮮人は自国の政府より旅券の発給を受けて日本に入国したわけではなく、この点で他の外国人とは異なる特殊な地位にあるにもかかわらず、この国籍喪失措置により一律入管令の適用を受けることになる。このため、以後は再入国許可を得ずに出国した場合、在日朝鮮人は日本在留の資格⁽¹⁶⁾を失うことになった。

2) 講和条約発効・朝鮮戦争停戦前後の「再入国許可」の運用

続けて1950年代の「再入国許可」の運用について見てみよう。この時期の特徴としては①「再入国許可」の韓国旅券保持者への限定と②朝鮮民主主義人民共和国への出国禁止が挙げられる。

入管令施行規則の第18条第2項は、再入国許可申請書の提出に当って呈示すべき書類として「旅券又はこれに代わる証明書」を挙げている。韓国政府は1949年11月に「在外国民登録法」を公布しており、在日朝鮮人は国民登録した場合、駐日韓国代表部より国籍を証明する書類の発給を受けることができた。日本政府は国交回復前ではあったがこの証明書を正式な領事の証明書に代わるものとして認めていた⁽¹⁷⁾。1952年9月末現在で在外国民登録数は14万5,714名となっており⁽¹⁸⁾、これらの人々は手続上は「再入国許可」の申請が可能であったが、残る約45万の在日朝鮮人は、旅券やそれに代わる証明書の発給を受けることが困難であった。このため在日朝鮮人の七割以上が「再入

国許可」申請自体をできない状態に置かれていたといえる。一度日本を出国すれば在留の資格を失うことになるのだから、これは事実上大多数の在日朝鮮人を日本に閉じ込めたに等しい。

朝鮮戦争後の在日朝鮮人の再入国許可数は、53年8月-12月が1,028人、54年1月-9月が1,256人であったが、同年10月-12月には139人と許可数が突然減少する⁽¹⁹⁾。これは1954年9月30日付で「法律第二百六号第二条第六項該当韓国人の再入国申請受理方針に関する件」(管資合第674号)が出され、「日韓関係における最近の情勢にかんがみ、さしあたり右該当外国人中韓国人の再入国申請に関しては、特別の基準を設ける」とされたためである⁽²⁰⁾。内田藤雄入管局長はこれについて、従来在日朝鮮人への「再入国許可」は占領期からの「恠性」で「世界各国の例に見ないほどルーズな再入国の許可」が与えられてきたが、日韓間の「密貿易」の疑いある者もあり、また日本人の入国を韓国政府が認めていない以上、再入国許可は朝鮮人の「特権」であり、再入国許可は「本来きわめて例外的なのが国際慣行」であり、「恩恵的な便宜供与」でもあるため「再入国許可」を厳重にする内規を決めた、と説明している⁽²¹⁾。

しかし、通達という「日韓関係における最近の情勢」は実際には密貿易ではなく、おそらく独島(竹島)と漁業権をめぐる日韓関係の悪化であったと考えられる。1954年8月10日、韓国は独島に灯台を設置し、23日には日本の海上保安庁の巡視船が独島への接近を試みて銃撃を受けており、時期的にみてもこれらの韓国側の措置への対抗手段として、日本政府は「再入国許可」を厳格化したとみるのが妥当だろう。「再入国許可」制度の導入当初より、日本政府は在日朝鮮人への「再入国許可」規制を外交関係上の「報復」手段として用いていたことがわかる。

朝鮮民主主義人民共和国向けの出国について、朝鮮戦争停戦後、在日本朝鮮統一民主戦線(以下、

民戦)は「解放戦争祝賀在日同胞祖国訪問団」を送るため外務省に旅券発給を求めたが、1953年12月3日付で外務事務次官は「日本国政府は、朝鮮民主主義人民共和国を承認しておらず、従ってその地への一時渡航をみとめるいかなる文書をも発給できない」として日本赤十字社に照会するよう通達した⁽²²⁾。1954年に民戦議長の本浩然が同じく一時出国を求めた際も同様に不可となった。また、1953年9月には大村収容所の強制送還対象者であった辺華植と許吉松が本籍地である朝鮮北部への送還を主張して行政訴訟を起こしたが、これも却下された⁽²³⁾。

ただ、在日朝鮮人の朝鮮民主主義人民共和国への渡航について、外務政務次官小瀧彬は「この人たちがもし北鮮〔ママ〕に帰りきりなら、特別の船をしたてて構わないとさえ考えていたが、みんな帰って来ようとする」と、再入国をしない条件ならば朝鮮民主主義人民共和国への帰還に具体的な措置を取ろうとする姿勢を見せている⁽²⁴⁾。実際、1959年12月以降の大規模な帰国事業は「再入国許可」無し「帰りきり」のものとなった。

民戦は当初、こうした日本政府の意図を読み取り、「同胞の帰国問題は、日本政府の強制追放排他主義に利用されることを警戒すべきである。われわれは日本の土地での民主民族権利の保証をうける問題と、祖国の往来、貿易の自由獲得が当面の問題の中心とならねばならぬ」と指摘していた⁽²⁵⁾。しかし「路線転換」による在日本朝鮮人総聯合会(以下、朝鮮総連)の結成後は、「帰国・渡航の自由」という権利の主張から、「帰国」そのものの目的化へと重点が移行し、在日朝鮮人の往来の自由に関する議論は後退することになる⁽²⁶⁾。

4. 「再入国許可」制度と日韓体制(1960—70年代)

1) 日韓条約の締結と朝鮮民主主義人民共和国創建祝賀団訴訟

1965年6月22日、日韓基本条約並びに日韓協定の一つとして「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との協定」(以下、法的地位協定)が締結される。法的地位協定により「法126」の在留の資格を持つ在日朝鮮人のうち韓国籍取得者に限り「協定永住」が付与されることになった。

日韓条約調印を前後して、再入国許可による在日朝鮮人の出国者は6,776名(1964年)、9,046名(1965年)、12,686名(1966年)と急激に増加する⁽²⁷⁾。協定永住者の「再入国許可」について便宜が図られるようになった結果と考えられる。しかし、一方で朝鮮民主主義人民共和国を渡航先とする1964—66年の再入国許可は1965年の3名に過ぎなかった⁽²⁸⁾。この3名は「人道ケース」といわれ、赤十字社発行の証明書の発給を受け、墓参・肉親との再会のため特例的に再入国許可が発給されたケースである。「人道ケース」は朝鮮北部出身者に限られたため、朝鮮南部出身者が九割以上を占める在日朝鮮人のうち該当者は極少数に留まった⁽²⁹⁾。しかも赤十字証明書は実際には法務省の許可が無ければ降りなかった⁽³⁰⁾。

このように日韓条約後の「再入国許可」の運用は、協定永住者とそれ以外の者の格差が拡大・固定化させることになった。このため、1963年以降、在日朝鮮人の「祖国往来の自由」を求める運動が朝鮮総連を中心に起ることになる⁽³¹⁾。ここでは朝鮮民主主義人民共和国創建祝賀団をめぐる訴訟を事例として、民戦期に萌芽的に現れながらも帰国事業の過程で後景に退いた「往来の自由」という論点が再び登場する過程をみてみよう。

この訴訟は1968年7月23日に朝鮮総連の代表団が共和国創建祝賀行事への参加のため法務大臣に

再入国許可申請をしたが法務大臣が回答しなかったため、代表団員を原告として不作為の違法確認訴訟を起こし（68年8月16日）、法務省の係官が口頭で再入国許可は「国益にそわない」と不許可処分通告をしたため、改めてこれに対して再入国不許可処分取消請求を求めたものである⁽³²⁾。弁護士は1963年に結成された「在日朝鮮人の人権を守る会」の弁護士らが担当した。

原告側弁護士団は、在日朝鮮人が「植民地支配から生まれた歴史的所産」であることを前提に、「外国人の再入国の権利」について、①日本国憲法第二十二條が「何人も」居住・移転の自由を保障されると定めていること、②再入国の制限は在留権・居住権・財産権の侵害であること、③渡航の自由の制約は表現の自由の侵害であることを主張し、再入国不許可の取消を求めた⁽³³⁾。ここで弁護士団は「歴史の論理」と「人権の論理」に基づき政府の不均衡な「再入国許可」運用を批判し、再入国許可＝「恩恵的な便宜供与」とする法務省の立場に真っ向から対立したといえる。

第一審はこうした原告側の主張を全面的に受け入れ勝訴判決を下した⁽³⁴⁾。また、第二審も韓国籍を有しない在日朝鮮人であっても「在留期間の制限をうけない点で永住権者と同視すべき外国人であるから、日本国民と同様な海外旅行の自由の保障が与えられている」と指摘し、同じく原告勝訴とした⁽³⁵⁾。

最高裁が祝賀行事終了のため訴の利益無しとしたため不許可処分取消には至らなかったものの、訴訟の影響は決して小さくなかったと思われる。日本政府は1969年に国会に提出した「出入国管理法案」において、法務大臣が「その者が守るべき渡航先その他の事項」を定めることができ、違反時には再入国許可を取消することができるとする「再入国許可の遵守事項」を新設しており⁽³⁶⁾、おそらくこの訴訟の第一審・第二審の敗訴が影響を与えたものと思われる。

日本政府がこれほどまで共和国を渡航先とする再入国許可に神経を尖らせた背景には韓国政府の要求があった。68年12月19日に韓国政府は共和国を渡航先とする再入国許可に対し、日本政府に抗議の覚書を渡した⁽³⁷⁾。ここで韓国政府はどのような形態でも日本と朝鮮民主主義人民共和国の間の旅行に絶対反対であり、「再入国許可」は日韓条約の精神に反すること、また日朝の往来は「スパイ活動に道を開き、北朝鮮の侵略を助長することで、韓国の安全をおびやかすものであり、日韓関係に重大な影響を与える」と主張した。

2) 米中・日中接近と「局長証明書」

しかし1970年代に入ると「再入国許可」の運用に変化が現れる。米国と中華人民共和国の接近に伴い日中関係も変化し始め、東アジアの冷戦構造に変化の兆しが見え始める。日本は朝鮮民主主義人民共和国と同様、中華人民共和国を渡航先とする在日中国人の再入国許可についても「人道ケース」以外は認めていなかったが、1970年春の中国広州交易会に在日中国人が参加するにあたり、再入国許可を出した。「人道ケース」ではない「経済交流」としては初めてのケースだった。この際、旅券の代わりに渡航者は法令上の根拠を持たない入国管理局長発行の「証明書」を持参することになり、以後この「局長証明書」が赤十字証明書に代わることになる⁽³⁸⁾。

朝鮮総連も1971年夏以降、在日朝鮮人の「祖国自由往来」を求めるキャンペーンを展開し、「祖国自由往来」、スポーツ・文化・経済交流、帰国事業継続、海外渡航の自由を求めた⁽³⁹⁾。この結果、1972年3月に「親族訪問」のための「再入国許可」が出たのを皮切りに、朝鮮高級学校生徒のスポーツ交流、そして72年8月17日には金炳植総連第一副議長が南北朝鮮赤十字会談に朝鮮側諮問委員の一人として参加することに対し「再入国許可」が出る⁽⁴⁰⁾。

ただ、こうした1972年の日本政府の変化は、前述の弁護団のいう外国人の再入国の権利が認められた結果というよりも、前述の米中・日中関係改善に加えて、「七・四南北共同声明」に代表される南北関係の改善の影響を受けたものだった。これ以後も留学目的の第三国への出国などは認められなかった上、国際関係と日本の「国益の論理」に左右される状況は変わらず、1981年にアルジェリアで開かれた「朝鮮の自主的平和統一のための第3回世界大会」に参加するための朝鮮総連からの再入国許可申請は、「大会に政治的色彩」があり「認めると、その大会で、日本批判が行われたりして、結果として、日本の国益が損なわれる恐れがある」（法務省）として不許可となっている⁽⁴¹⁾。なお、日中国交正常化後は「中華民国旅券」を否定せざるをえなくなったため、局長証明書は在日中国人の台湾との往來のために利用されるようになる。

また、再入国許可の運用に韓国政府の意向が強く影響する事情も変わらず、1980年5月に逮捕された金大中の救援運動のため、韓国民主回復統一促進国民会議日本本部（韓民統）がヨーロッパ諸国を渡航先とした再入国許可を求めたのに対し、法務省は「韓国政府が反国家団体としている韓民統の海外渡航を認めることは、金大中氏裁判に悪影響を与える」として不許可にしている⁽⁴²⁾。韓民統に再入国許可が出たのは金大中に無期懲役の判決が出た後であった。

5. 「再入国許可」制度の展開（1980年代）

1) 出入国管理及び難民認定法と「再入国許可書」

1980年代に入ると入管令の枠組み自体に変化が生じる。1979年に日本が国際人権規約に批准し、1981年に難民条約に加入したことに伴い、難民認定手続等に対応するため入管令は「出入国管理及び難民認定法」（1982年1月1日）と名前を改めた。

入管法は在日朝鮮人のうち「協定永住」者以外の申請者に「特例永住」を付与することを定めたが、再入国許可についても「数次再入国許可」が新設されるなどの改正が行なわれた。数次再入国許可は前述のように占領期のGHQ/SCAP回章第3号にみられたものだが、これが「復活」したことになる。また、従来の法的根拠のない「局長証明書」に代わるものとして「再入国許可書」が新たに旅券を保持しない者に交付されることになった。当初の法務省案要綱では旅券の無い者には難民条約にある「旅行証明書」に再入国の許可を付与したものが交付されることになっていたが、最終的には「再入国許可書」という形式になった⁽⁴³⁾。朝鮮籍者などの旅券の無い在日朝鮮人が海外に渡航する際には現在に至るまでこの再入国許可書が身分証明の書類として用いられている。

1980年代の再入国許可の運用は、朝鮮民主主義人民共和国を渡航先とするケースについてはそれ以前と比べれば概ね寛大であったといえる。朝鮮民主主義人民共和国を渡航先とする再入国許可についても1986年に共和国の立法機関である最高人民会議出席のための同会議代議員の再入国許可申請について許可が降りている。警察庁は反発したが外務省が「日中関係改善」を主張したため、法務省が許可をしたという⁽⁴⁴⁾。また、「朝鮮の自主的平和統一のための第4回世界大会」（ウィーン、1988年11月）への参加についても法務省は「（1）大会が基本的に民間ベースで運営されている（2）朝鮮半島の自主統一の動きは、日本の国益にとってプラス（3）韓国は南北対話を促進している（4）南北統一に向けた話し合いの機運が高まっている」ことを理由に再入国許可を出した⁽⁴⁵⁾。同じく1990年10月の朝鮮労働党創建45周年記念式典出席のための朝鮮総連議長らの再入国許可申請についても、法務省は許可を出している⁽⁴⁶⁾。これについて『朝日新聞』は「政府が北朝鮮との国交正常化交渉を始めた場合に出入国の

基準の見直しを迫られるとの見直しから、柔軟な対応をとったものとみられる」と推測している⁽⁴⁷⁾。

2) 指紋押捺拒否者への「制裁」と再入国不許可処分取消訴訟

ただし、この時期の「再入国許可」の運用全体が寛大であったわけではない。むしろ法務省の矛先は1980年代に高揚を迎えた指紋押捺拒否運動へと向った。

外国人登録法は在日外国人に対し指紋の押捺義務を課していたが、1980年の韓宗碩や崔昌華の指紋押捺拒否を皮切りに、総連や民団等の団体レベルの運動に留まらない新たな人権獲得闘争として全国に拡大し、1985年には指紋押捺拒否・留保者は一万人を越えた。警察は執拗に拒否闘争を弾圧したが、その際に在留期間短縮や在留更新不許可処分、さらに拒否者の逮捕と並んで猛威を振るったのが「再入国許可」制度だった。法務省は1982年以降、指紋押捺拒否者への再入国不許可の報復を始め、1980年代に107人の再入国不許可処分を下した⁽⁴⁸⁾。

法務省の不許可処分は容赦無かった。指紋押捺を拒否し、再入国不許可処分のまま米国へピアノ留学した崔善愛は「協定永住」を失った⁽⁴⁹⁾。崔善愛は本人不在で1986年に再入国不許可取消訴訟を起こし「押捺拒否をした人は、ねずみ取りのかごに閉じ込められました。朝鮮、韓国から来た祖父母たちにとって唯一の楽しみである祖国を訪れることさえも、指紋押捺拒否によって奪われています。力で日本に連れて来て働かせておきながら、今度は祖国に戻れないようにするとは、本当に人間のなせるわざかと、感情的になってしまいます」と指摘すると同時に、日本は自らの「母国」であると批判した⁽⁵⁰⁾。第一審は「訴えの利益無し」として原告の訴えを却下したが、第二審は国の主張は信義誠実の原則に反し「再入国不許可処

分は違法」として原告勝訴の判決を下した。だが、最高裁は法務大臣の指紋押捺拒否者への再入国不許可処分は必要かつ合理的であったとして原告敗訴の判決を下した⁽⁵¹⁾。

また、フランス国籍で1983年に永住許可を取得したカトリック教会神父のコンスタン・ルイは指紋押捺を拒否したため、母の葬儀のための再入国許可申請すら不許可とされた⁽⁵²⁾。このためルイ神父は不許可処分の取消を求めて訴えを起こし、再入国不許可処分について、日本を生活の本拠とする外国人が一時的な海外旅行をすることは憲法第22条により保障されており、永住許可者の再入国の権利の否定は「生活の本拠と、それまで築きあげた全ての精神上、財産上の営みの所産および生活関係を放棄しないかぎり」は自国に一時帰国することさえ断念せざるを得ないことに帰するが、これはこれらの者に対して実質上、自国に帰る権利（国際自由権規約一二条四項）を否定するに等しい」と批判した。また、法務大臣は法規の目的を逸脱した処分をなしたのであり、そもそも指紋押捺自体が憲法一四の法の下の平等に反するため、再入国不許可処分は違法であると指摘した⁽⁵³⁾。

実は人権規約批准の過程でも自由権規約の第12条4項の解釈は問題となっていたが、日本政府は一貫してここでいう「自国」を「国籍国」に限定する立場を採っていた。この裁判は、1990年に法務省側の不許可処分を取り消し、ルイ神父側は損害賠償を国に請求しない、という条件での和解に至ったが、その後も最高裁は自由権規約12条4項の「自国」とは「国籍国」のみをいうという立場に固執した（森川キャサリン事件）。

3) 「91年問題」と「再入国許可」適用除外論

一方、1980年代末頃いわゆる「91年問題」をめぐる法的地位協定の改定問題のなかで、永住許可者の「再入国許可」撤廃が議論されるようになる。

「91年問題」に関する1988年12月の第一次日韓高位級実務者会議において、韓国政府は協定永住者を退去強制と再入国許可の対象から除外することを求めた⁽⁵⁴⁾。1990年4月30日の日韓外相定期協議ではこれに対し日本側が「再入国許可」の出国期間を5年に延長する案を提示した。在日朝鮮人団体も朝鮮総連は在留権の保障と出入国の自由を求め⁽⁵⁵⁾、民族差別と闘う連絡協議会は「在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法(草案)」のなかで在日朝鮮人への「再入国許可」制度不適用と出入国の自由の保障を規定した⁽⁵⁶⁾。

日本国内の研究者や知識人による「在日韓国・朝鮮人の処遇改善に関する提言——開かれた日本社会と東アジアの明るい未来を求めて」(1990年4月23日)は在日朝鮮人については「再入国許可」制度を「日本国民の旅券と同一の形(五年間の数次『再入国』許可証、旅券法と基本的に同一の発給拒否事由など)にすべきであります」と提言した⁽⁵⁷⁾。これは撤廃論というよりも修正論であった。

他方で再入国許可適用除外については反対意見もあった。何より日本政府は出国期間延長の修正に留めたいと考えており、右派論壇でもむしろ日本国籍を取得せよという議論が根強く、佐藤勝巳は「彼らは、韓国籍であるから、韓国入国の際は、日本人と違って入国ビザ(査証)は不必要だ。すると日韓間を往来するときは、一冊のパスポートさえあれば日韓両政府からのビザは一切不要となる。つまり、これは本国の韓国人よりも日本人よりも特権を与えよという要求にほかならないものだ」と批判した⁽⁵⁸⁾。また研究者の間でも、小此木政夫は「指紋押捺義務の免除はともかく、再入国許可や退去強制の制度的な適用排除などの韓国側の主張にはやや無理があった」「『限りなく日本人と同じに扱ってほしい』との意見も散見されるが、それは節度を越えた要求である」と主張した⁽⁵⁹⁾。

このため、「91年問題」は「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(以下、入管特例法)の制定による「特別永住」資格の新設という結果を生んだが、再入国許可については上陸拒否事由の適用免除と若干の許可期間の修正に留まった。

6. 「再入国許可」制度の再編(1990—2000年代)

以上みたように、在日朝鮮人にとって「再入国許可」制度は「不便」解消の手段というよりも、出入国を阻む障壁そのものだった。これは制度の不備というよりは、日本政府が「内外の諸情勢」を勘案し、自らの「国益」実現の手段として「再入国許可」制度を運用してきたことによるところが大きい。特に朝鮮半島との外交関係はその運用に多大な影響を与えたといえる。60年代から90年代の根強い批判のなかで修正は加えられたものの、依然として法務大臣の自由裁量を前提とした「再入国許可」制度は生き延びている。本節では近年の「再入国許可」をめぐる新たな議論と90年代以降の運用の特徴を検討し、今次の「みなし再入国許可」の意味について考えてみたい。

1) 二つの「再入国許可」制度批判

近年の「再入国許可」批判の代表的なものとして1998年の国連自由権規約人権委員会による勧告がある⁽⁶⁰⁾。

日本から出国する外国人は、事前に再入国を許可された者のみが、滞在資格を失うことなく日本へ帰ることができるとしており、そのような事前の許可は完全に法務大臣の裁量によって与えられている。この法律の下では、日本における第二、第三世代の永住者や日本にその生活の基盤を置く者は、日本を離れる権利と日本に再入国する権利を奪われるであろう。委員会は、この規定は規約第十二条第二項及び第四項に違反するという意見で

ある。委員会は（日本）政府に、「自国」という言葉は「国籍国」と同義ではないことを注意する。委員会はそれゆえに政府が、日本で出生した在日韓国・朝鮮人の人々のような永住者に関しては、事前に再入国許可を取得しなければならないという要件を取り除くよう、強く要求する。

勸告のなかの自由権規約第十二条第二項・第四項はそれぞれ「すべての者は、いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができる」「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない」と定めており、この「自国」は「国籍国」と同義ではない、と主張しているのである。共和国祝賀団訴訟、ルイ神父訴訟などで繰り返し原告側が主張してきた「人権の論理」に立つものであるといえる。

ただ、2000年代の「再入国許可」批判はこうした人権論的な観点からの批判だけではなく、「資本の論理」に基づいた観点からもなされるようになる。2006年に内閣総理大臣の諮問機関である規制改革・民間開放推進会議の第三次答申は「高度人材の移入に資する『再入国許可』制度の見直し」と題して、次のように提言した⁽⁶¹⁾。

専門的・技術的分野の外国人労働者は、我が国に在留することが許可された後であっても、外国への出張や送出国への一時帰国の機会が少なくない。その都度、地方入国管理局に申請して許可を得る必要があることは、円滑な移動を妨げている面があり、現行制度において数次の再入国が許可される場合があることを踏まえても、所要の手續や手数料が無用ではないかとの認識に立って制度自体の廃止を求める指摘がある。

新たな在留管理制度の構築を前提として、不法入国者・不法滞在者等の強力な摘発・円滑な退去強制が可能とするだけでなく、規制緩和を容易にして、専門的・技術的分野の外国人労働者が我が国に入国・在留する上での利便性を高めることを検討すべきであると考えられる。

この答申の「再入国許可」見直し論は、人権論的観点とは全く異なるものである。ここでは外国人「高度人材」の「円滑な移動」と、「不法入国者」の強力な摘発を並存させる資本の論理と治安の論理に基づいた新たな在留管理制度が模索されているといえよう。

2) 「北朝鮮制裁」と「再入国許可」制度の再編

近年の「再入国許可」の運用をめぐる際立った特徴は、80年代には見られなかった「北朝鮮制裁」の文脈での「再入国許可」の運用が再び表舞台に現れたことである。1990年代以降、大韓航空機事件や核疑惑の文脈で、朝鮮民主主義人民共和国は独自の「脅威」として日本社会で認識されるようになるが、とりわけ2000年代以降は2002年9月の日朝首脳会談における日本人拉致の事実の発覚、2006年のミサイル発射実験と核実験により米国・日本主導の「制裁」網が形成されるようになる。

これと並行して政府は在日朝鮮人の「再入国許可」規制の強化がタカ派議員や右派団体のなかで議論され始める。例えば、2004年に西村真吾民主党議員（当時）は、「法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」については「再入国許可」を与えないとする入管特例法の改定案を作成した⁽⁶²⁾。これが入管特例法が特別永住者の再入国に際しての特例を削除しようとするものといえる。

そしてミサイル発射実験直後の2006年7月5日、ついに日本政府は官房長官談話「北朝鮮による弾道ミサイルの発射事案に係る我国の当面の対応について」において「在日の北朝鮮当局の職員による北朝鮮を渡航先とした再入国は原則として認めない」との措置を採った。この「在日の北朝鮮当局の職員」について、当時の安倍晋三首相は朝鮮民主主義人民共和国の最高人民会議の在日朝鮮人代議員6人が該当するとした⁽⁶³⁾。

民主党政権成立後も、度々対「北朝鮮制裁」の文脈で、在日朝鮮人に対する朝鮮民主主義人民共和国を渡航先とする再入国許可の禁止案が挙がっており、「制裁」としての「再入国許可」制限が近年では指紋押捺拒否者から朝鮮総連関係者へと再び矛先を転じていることがわかる。そもそも、1970年代における「再入国許可」の運用の変化自体が在日朝鮮人の歴史的経緯と再入国の権利の承認とは別の次元で行なわれたのであるから、国際関係の再変化によって「再入国許可」が「制裁」の名目で転用される芽ははらまれていたともいえる。

3) 「みなし再入国許可」と「有効な旅券」

以上の検討を踏まえて、最後に今次の入管法改正による「みなし再入国許可」制度の意味について考えてみたい。

新入管法は「みなし再入国許可」について以下のように定めている。

第二十六条の二 本邦に在留資格をもつて在留する外国人（第十九条の三第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で有効な旅券（第六十一条の二の十二第一項に規定する難民旅行証明書を除く。）を所持するもの（中长期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限る。）が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

ここでの問題は、「みなし再入国許可」の対象が「有効な旅券」を所持する者に限られていることである。改正入管特例法にも同様の規定があるが、朝鮮籍在日朝鮮人は前述の通り「再入国許可書」以外に日本国内で有効な旅券を所持していな

いため、この「みなし再入国許可」の適用対象から外れることになる。逆に言えば、朝鮮人のうちこの「みなし再入国許可」の対象となるのは、韓国旅券保持者だけである。よく知られている通り、外国人登録上の「朝鮮」籍はただちに朝鮮民主主義人民共和国の国籍を指すわけではないが、少なくとも「有効な旅券」の規定が入っている限り、「朝鮮」籍者への「再入国許可」制限を「北朝鮮制裁」の文脈で運用する余地は残されるといえる。また、仮に「有効な旅券」の解釈が変わるとしても「出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない」との規定により同種の運用がなされうる可能性がある。

前項で述べたように「再入国許可」制度については「人権の論理」に加え「資本の論理」からも批判が多く規制緩和の観点から撤廃の声が高まっていたが、少なくとも今次の「みなし再入国許可」の規定に従うならば、「制裁」手段としての在日朝鮮人に対する再入国規制と、外国人一般に対する「再入国許可」撤廃は見事に両立することになる。

7. おわりに

これまでみた「再入国許可」制度とその運用の歴史的変遷から明らかなように、制度の登場以後、日本政府はこの制度を自らの「国益」実現の手段として運用してきた。運用が緩和した時期であっても、在日朝鮮人形成の歴史的経緯への反省や人権の論理に基づいてそれがなされたわけではなかった。そして、今次の改正入管法・入管特例法の「みなし再入国許可」制度も、国連自由権規約人権委員会の批判をうけたものというよりも、法務大臣の恣意的な運用権限を維持して「制裁」手段としての運用余地を残しつつ、同時に「資本の論理」に基づく「再入国許可」規制の緩和を両

立するための措置であるといわざるを得ない。

そもそも植民地支配のもとで渡日を余儀なくされ、結果として朝鮮人の生活圏は日朝をまたぐものとなったにもかかわらず、戦後の入管体制はこれを強引に寸断し、旅券を持たない大多数の在日朝鮮人は事実上日本に閉じ込められることになったが、それを制度的に支えたものの一つが法務大臣の自由裁量を前提とした「再入国許可」制度であった。戦後日本において「再入国許可」制度が演じてきた役割は、在日朝鮮人の歴史的形成のあり方と真っ向から対立するものであったといえる。

また、自由権規約委員会は外国人の「権利」として「国籍国+定住国」の往來を認めるよう日本政府に勧告しているのであり、現行の制度のように広範な法務大臣の裁量を残したままの「みなし再入国許可」はこれに応えたものとは言いがたい。

近年、「対テロ戦争」の名のもと監視の対象となる在日外国人の範囲は拡大している。これまで日米安保—日韓条約体制を支えるものとして機能してきた「再入国許可」制度は、今後「対テロ戦争」という新たな文脈のもとで運用される可能性がある。現在、朝鮮民主主義人民共和国に対する「制裁」の手段として「再入国許可」が運用されていることから、今後、他の在日外国人の出入国の規制手段としてこの制度が転用される可能性はむしろ高いとすらいえる。表層的なグローバル化な一方で、特定の外国人に対して在留権を制限することができるような体制が並行して築かれること、そして、それが「安全保障」の名の下に正当化されることは、在日外国人の人権にとって深刻な危機であるというほかない。新入管法・入管特例法の本格的な施行は公布より3年以内（2012年7月15日が公布より3年目となる）とされているが、これまでの半世紀にわたる日本政府による「再入国許可」運用の実態をふまえ、「歴史の論理」

と「人権の論理」に基づいた「再入国許可」制度の全廃こそが必要なのではないだろうか。

註

- (1) 坂中英徳・斎藤利夫『新版 出入国管理及び難民認定法逐条解説』（日本加除出版、1997年）535—534頁。
- (2) 同上書、535頁。
- (3) 『新版 出入国管理及び難民認定法逐条解説』536—537頁。
- (4) 警保局外閣第577号「本邦在住外国人再入国ニ際シ取扱方ニ関スル件」（内務省警保局長発、関係庁府県長官宛、1920年4月9日付）、内務省警保局編『極秘 外事警察関係例規集 昭和6年』（所但し龍溪書舎、1979年、以下『例規集』と略す）所収。
- (5) 警保局外発乙第97号「外国人居住証明書ノ査証ニ関スル件」（内務省警保局長発、各庁府県長官宛、1930年8月15日付）、『例規集』所収。
- (6) 「入国管理部関係資料」（芳賀四郎関係文書、国立国会図書館憲政資料室蔵）
- (7) 同上。
- (8) G1, Box no.226, Folder no. 8, “Exit and Reentry, February 1950”, GHQ/SCAP Records. 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (9) SCAPIN-927「引揚に関する総司令部覚書」（1946年5月7日付）の「附属書I 旧日本占領地域内日本国民の引揚及非日本人の日本からの引揚に関する一般方針」（大沼保昭「〈資料と解説〉出入国管理法制の成立過程3」『法律時報』50巻6号、1978年6月、146頁。
- (10) ただし、実際に日朝間の往來が無かったわけではない。1946年に入ると、朝鮮は急激な人口増加により住宅・食糧・生活必需品等の窮乏状態に陥り、朝鮮から日本への再

渡航者はむしろ増加することになる。こうした人々のなかには日本敗戦直前に朝鮮に避難した在日朝鮮人も含まれており、植民地期に朝鮮経済の破壊により日本に渡ることを余儀なくされたことにより無理やり日朝をまたぐかたちで引き伸ばされた朝鮮人の生活圏が、何らの経過措置もなく突如寸断された形になったのである。また、日本に生活の根拠を置いていたが南方等での徴用・徴兵解除後、朝鮮に送り返された者もいたが、こうした人々の渡航はすべて「不法入国」という形で取締の対象となった。

- (11) 『在日朝鮮人処遇の推移と現状』（法務研修所、1955年）133頁。但し引用は湖北社1975年版より。
- (12) 「再び個人申請が必要 慶祝使節団派遣に関して」『解放新聞』1948年12月3日付〔原文朝鮮語〕。
- (13) 呉圭祥『ドキュメント在日本朝鮮人連盟 1945-1949』岩波書店、2009年、188頁。呉圭祥は「米日当局の不許可措置」としているが、すでに述べた通りGHQ/SCAP回章第19号における再入国許可はあくまで連合軍最高司令官の権限において行なわれるため、日本政府の何らかの介入があったとするならば、この点については論証が必要だろう。
- (14) 『入管シリーズ1 出入国管理法令の改廃集録』（法務省入国管理局、1957年）。
- (15) 実は、日本政府は入管令公布直後より朝鮮人を適用対象としようとしていた。そもそも日本政府は在日朝鮮人の国籍について朝鮮人側の強い批判にもかかわらず「講和条約発効までは日本人」とする見解を表明していたことを考えると、入管令の即時適用は矛盾となるはずである。だが、日本政府はすでに「外国人登録令」の適用に限り朝

鮮人を「外国人とみなす」として、朝鮮人を「日本人」として日本の法権下に置くことと、憲法的諸権利から排除し入管法制の対象とすることを「両立」させていた。入管令についても同様の「両立」をさせたいと考えたが、GHQの反対に遭いあきらめたのである（以上の経過についてはロバート・リケット「朝鮮戦争前後の在日朝鮮人政策」、大沼久夫編『朝鮮戦争と日本』新幹社、2006年、229-232頁を参照）。

- (16) 在日朝鮮人の在留の資格については1952年4月28日の「ポツダム宣言の受諾に伴ない発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」（法律126号）により「在留資格および在留期間が決定されるまでの間、引続き在留資格を有することなく、本邦に在留することができる」とされた（いわゆる法126）。
- (17) 例えば、船員手帳の交付にあたり、「外国人」となった在日朝鮮人は改めて氏名・国籍等についての領事の証明書が必要だったが、日本政府は駐日韓国代表部の証明書を領事の証明書に代わるものとして認めている（「在日朝鮮人船員の問題 運輸省船員局労働基準課長にきく」『親和』14号、1954年12月、16頁）。
- (18) 『入管執務調査資料第七号 在留朝鮮人と日韓関係 昭和二十八年六月』（法務省入国管理局、1953年）8頁。
- (19) 法務研修所前掲書、133頁。
- (20) 同上、133頁。
- (21) 衆議院法務委員会（1954年11月13日）における内田藤雄入国管理局長の発言。
- (22) 『入管執務調査資料第十八号 在日朝鮮人の北鮮帰国渡航問題』（法務省入国管理局、1954年）4-5頁。なお、同調査資料には通達の詳細までは記されていないが、田駿

- 『朝鮮総連研究 第二巻』（高麗大学校出版部、1972年）の巻末文献リストには渡第2978号「北朝鮮系朝鮮人の一時帰国証明書の発給申請手続の件」（外務次官発知事宛、1953年12月3日付）が挙げられており、日付からみて同一のものと見てよいだろう。
- (23) 前掲『在日朝鮮人の北鮮帰国渡航問題』6 - 8頁。
- (24) 同上書、10頁。
- (25) 同上書、6頁に引用された1954年1月15日の民戦中央委員会の記録。
- (26) 「路線転換」による「帰国・渡航の自由」から「帰国」の目的化への変質については黒河星子「1950年代の在日朝鮮人政策と北朝鮮帰還事業—帰国運動の展開過程を軸に—」『史林』第92巻第3号、2009年5月、97頁を参照。ただ、後述するように帰国事業開始から4年後の1963年には再び朝鮮総連も「渡航の自由」の問題を提起しており、どの程度の「変質」と考えるかについては更なる検討が必要であろう。
- (27) 森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』（明石書店、1996年）106頁。
- (28) 在日朝鮮人の人権を守る会編『在日朝鮮人の基本的人権』（二月社、1977年）474頁。
- (29) 高一「北朝鮮の統一・外交政策と東北アジア国際政治：1969-1973—中国との協調と対日・米関係改善の模索」（一橋大学大学院法学研究科博士学位論文、2006年）113頁。
- (30) 第一審における橋爪三郎証言、『朝鮮民主主義人民共和国創建二十周年在日朝鮮人祝賀団再入国行政裁判記録』（朝鮮民主主義人民共和国創建二十周年在日朝鮮人祝賀団再入国行政訴訟事件代理人弁護団、1968年）所収。
- (31) 殷宗基によれば1963年5月1日のメーデー記念在日朝鮮人中央大会にて「誰もが自由に祖国との往来が可能になることの実現を求める決議を採択した」という（殷宗基『在日朝鮮人の生活と人権』同成社、1986年、180頁）。
- (32) 齊藤一好「祝賀団再入国事件と渡航の自由」『法律時報』1969年4月号。
- (33) 「訴状」（1968年8月16日）、前掲『朝鮮民主主義人民共和国創建二十周年在日朝鮮人祝賀団再入国行政裁判記録』所収。
- (34) 「第一審判決」、同上書所収。
- (35) 前掲齊藤論文。
- (36) 前掲『在日朝鮮人の基本的人権』151頁。
- (37) 「韓国から抗議覚書 在日朝鮮人の再入国許可に」『朝日新聞』1968年12月20日付朝刊。
- (38) 田中宏「在日朝鮮人と海外渡航の自由——再入国許可統計を中心に」『朝鮮研究』157号、1976年7月。
- (39) 高一前掲論文、113頁。
- (40) 「『南北会談』出席の金氏ら再入国を認める」『朝日新聞』1972年8月18日付朝刊。
- (41) 「政府、再入国を許可 政治目的渡航の朝鮮総連幹部」『朝日新聞』1988年10月29日付朝刊。
- (42) 「韓民統メンバーに再入国許可」『朝日新聞』1981年2月14日付朝刊。
- (43) 萩野芳夫『国籍・出入国と憲法』（勁草書房、1982年）449頁。
- (44) 「北朝鮮訪問の総連議長らに再入国許可」『朝日新聞』1986年12月27日付夕刊。
- (45) 「政府、再入国を許可 政治目的渡航の朝鮮総連幹部」『朝日新聞』1988年10月29日付朝刊。
- (46) 「朝鮮労働党式典に出席の8人に再入国を許可」『朝日新聞』1990年10月2日付朝刊。
- (47) 同上。
- (48) 佐藤信行「外国人登録法と指紋拒否運動」、

- 小倉利丸他編『世界のプライバシー権運動と監視社会』（明石書店、2003年）119頁。
- (49) 崔善愛『「自分の国」を問いつづけて ある指紋押捺拒否の波紋』（岩波ブックレット、2000年）。
- (50) 同上書、25頁。
- (51) 同上書、38頁。
- (52) 「原告側訴状」、レイ神父を支える会編『寄留の他国人として レイ神父と再入国裁判』（中央出版社、1988年）。
- (53) 同上書。
- (54) 姜銘華「『九一年問題』の意味するもの 在日同胞社会に分断もたらず韓日政府間協議」、『統一評論』1990年4月号、100頁。
- (55) 『朝鮮時報』1990年4月5日付。
- (56) 民族差別と闘う連絡協議会『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法』（新幹社、1989年）101-105頁。
- (57) 『法律時報』第62巻7号。
- (58) 佐藤勝己『在日韓国・朝鮮人に問う 緊張から和解への構想』亜紀書房、1991年、153頁。
- (59) 小此木政夫「主体的な選択・「一線を引くこと」の意味」『国際人流』46号、1991年3月。
- (60) 崔善愛前掲書、39頁。
- (61) 「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申—さらなる飛躍を目指して—」（規制改革・民間開放推進会議、2006年）125頁。
- (62) 「救う会全国協議会ニュース（2004.01.21）」<http://www.sukuukai.jp/houkoku/log/200401/20040121.htm>（2010.12.7取得）。
- (63) 「再入国禁止 朝鮮総連6幹部も対象」『読売新聞』2006年7月7日付朝刊。